

# 客引きを利用しない・使わない宣言書

年 月 日

(宛先)管理団体名 様

私は、岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例(以下「条例」という。)を遵守し、岐阜市における客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するため、下記のとおり宣言します。

## 記

- 1 条例第8条の規定を遵守し、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行いません。また、従業員等に対して客引き行為等を行わせません。
- 2 客引き行為等禁止区域において客引き行為等を受けた者を、客として自らの店舗に立ち入らせません。
- 3 客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行う者との誘客等に関する契約を締結しません。また、客引き行為等を行う者を利用し、誘客等を行いません。

店舗名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者・責任者名 \_\_\_\_\_

店長名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

宣言にあたり、次のことについて承諾しているものとします。

※管理団体が、宣言書を受領し内容を精査した後、岐阜市に対して「岐阜市客引きしない使わない宣言店」のステッカーの交付申請を行います。

※管理団体が、岐阜市よりステッカーの交付を受けた場合は、宣言のあった店舗に対して発行簿により付番した上で、ステッカーを発行します。

※店舗等が、管理団体よりステッカーを受領した後は、店舗の入り口等で掲載するとともに、宣言を遵守しなければなりません。宣言書に違反する行為を行った時は、速やかにステッカーを返却しなければなりません。

※宣言書に違反する行為を、管理団体が認定した場合、店舗等は速やかにステッカーを管理団体に返却しなければなりません。また、返却に応じない場合は、管理団体が、ステッカーを撤去することに異議がないものとします。

※宣言した店舗の情報等は、管理団体が実施する事業等で、店舗名等を掲載するとともに、岐阜市に対しても情報提供するものとし、岐阜市はホームページ等で店舗名等を掲載する場合があります。

※宣言した店舗名、店長名等記載事項に変更があった場合は、速やかに管理団体に報告しなければなりません。